



「税額軽減！所得拡大促進税制と 中小企業投資促進税制」

経営者様必聴！

地域の経済と雇用を支えているのは中小企業の皆様です。
こうした中小企業を応援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか？
当セミナーでは、そんな特例措置についてご説明します！

所得拡大促進税制

中小企業向け「所得拡大促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。



中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)のいずれかの適用を認める措置です。



セミナー案内

日付	令和4年9月15日(木曜日)
時間	午後14:00 ~ 午後15:00
場所	けやきかん2F(御殿場市新橋2004-1)
料金	おひとり：2,000円
特典	来場特典：相続税ガイドブックプレゼント

定員

15名(先着順)

お申込み方法

下部の申込書をFAX または
お電話にてお申込みください。

お問い合わせ

杉山仁税理士事務所

☎ 0550-82-1233

(FAX)0550-82-7888

受付時間 8:30~17:30(平日)

申込用紙

会社名

氏名

参加人数

名

電話番号

住所